

【要介護1～5】訪問看護 料金・加算書

2. 訪問看護利用料 保健師、看護師による訪問の場合

訪問時間	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	チェック欄
20分未満	314単位/回	350円	699円	1,048円	<input type="checkbox"/>
30分未満	471単位/回	524円	1,048円	1,572円	
30分以上1時間未満	823単位/回	916円	1,831円	2,746円	
1時間以上1時間30分未満	1,128単位/回	1,255円	2,509円	3,763円	

3. 訪問看護利用料 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

訪問時間	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	チェック欄
20分未満	294単位/回	327円	654円	981円	<input type="checkbox"/>
20分以上40分未満	588単位/回	654円	1,308円	1,962円	
40分以上60分未満	795単位/回	884円	1,768円	2,652円	

24: 4. 早朝・夜間・深夜の訪問看護利用料について

	チェック欄
早朝（6：00～8：00）・夜間（18：00～22：00）	25%を所定の単位数に加算 <input type="checkbox"/>
深夜（22：00～翌6：00）	50%を所定の単位数に加算 <input type="checkbox"/>

5. 加算

加算名	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	チェック欄
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位/月	668円	1,335円	2,002円	<input type="checkbox"/>
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位/月	639円	1,277円	1,915円	<input type="checkbox"/>
特別管理加算（Ⅰ）	500単位/月	556円	1,112円	1,668円	<input type="checkbox"/>
特別管理加算（Ⅱ）	250単位/月	278円	556円	834円	<input type="checkbox"/>
退院時共同指導加算	600単位/回	668円	1,335円	2,002円	<input type="checkbox"/>
初回加算（Ⅰ）	350単位	390円	779円	1,168円	<input type="checkbox"/>
初回加算（Ⅱ）	300単位	334円	668円	1,001円	<input type="checkbox"/>
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満	254単位/回	283円	565円	<input type="checkbox"/>
	30分以上	402単位/回	447円	894円	
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満	201単位/回	224円	447円	<input type="checkbox"/>
	30分以上	317単位/回	353円	705円	
長時間訪問看護加算	300単位/回	334円	668円	1,001円	<input type="checkbox"/>
ターミナルケア加算	2,500単位	2,780円	5,560円	8,340円	<input type="checkbox"/>
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位/月	612円	1,224円	1,835円	<input type="checkbox"/>
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位/月	223円	445円	668円	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位/回	7円	14円	20円	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位/回	4円	7円	10円	<input type="checkbox"/>
口腔連携強化加算	50単位/回	56円	112円	167円	<input type="checkbox"/>

6. その他 自費		チェック欄
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合。事務所からの距離に100円を乗じた金額。または、公共交通機関実費。	<input type="checkbox"/>
お別れの処置	10,000円	<input type="checkbox"/>
保険給付対象外サービス	医療機関受診の付添(医師への説明を伺い、御本人・ご家族への説明まで含む)等 1時間当たり9,130円(交通費は実費を頂きます)	<input type="checkbox"/>

その他 減算

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	一回につき8単位を所定の単位数から減算する	<input type="checkbox"/>
---	-----------------------	--------------------------

夜間・早朝訪問看護加算 / 深夜訪問看護加算 夜間(18時～22時迄の時間)・早朝(6時～8時迄の時間)に訪問した場合は夜間・早朝訪問看護加算を算定。深夜(22時～翌6時迄の時間)に訪問した場合は深夜訪問看護加算を算定。	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 下記の項目全てを満たしている場合に算定 1. 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること 2. 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、訪問看護ステーションが、緊急の訪問を行う場合に算定する。	
特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている。または、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している場合に算定。	
特別管理加算(Ⅱ) ①在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈管理栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続用圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症管理指導管理を受けている者。②人工肛門または人工膀胱を設置している者。③真皮を超える褥瘡にある者。④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態。	
退院時共同指導加算 医療機関等に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに療養上の指導を行った場合に算定する。	
初回加算(Ⅰ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定が可能です。初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定できない	
初回加算(Ⅱ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回訪問時に算定する。	
複数名訪問看護加算 1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2人以上で看護を行った場合に算定する。	
長時間訪問看護加算 特別な管理が必要とする利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に算定する。	
ターミナルケア加算 看護師等が、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者および家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定する。	
看護体制強化加算 医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合に算定する。	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 勤続7年以上の職員が30%以上	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 勤続3年以上の職員が30%以上 厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして都道府県知事に届け出をした訪問看護ステーションが訪問看護を行う場合に算定する。	
口腔連携強化加算 歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供をすることで算定できる	